

初診時の機能強化加算に係る院内掲示

2025/2/1

当院は「かかりつけ医」として以下の取組を行っています。

○保険・福祉サービスの利用に関する御相談に応じます。

○夜間・休日の御問合せへの対応を行っています。

○健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関する御相談に応じます。

○必要に応じ、専門の医師又は専門医療機関を御紹介します。

●「かかりつけ医」をもちましょう。

*「かかりつけ医」とは、あなたが病気になったときに、いつも診てもらっていて、あなたの身体やご家族のこと、その他困ったことを何でも気軽に相談できる「ご近所のお医者さん」のことです。

*「かかりつけ医」の利点は、何でも気軽に相談できるので、病気の早期発見・早期治療ができ必要な場合には、他の専門の医師や病院を紹介してもらえます。 詳細は以下のホームページをご確認下さい。

*厚生労働省「かかりつけ医」ってなに？ →



●以下のホームページにてかかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。

*厚生労働省「かかりつけ医」の探し方 →



病院長